

氏名(本籍)	能勢修一(京都府)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	博乙第824号
学位授与年月日	平成4年11月30日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	体育科学研究科
学位論文題目	明治期における学校体操の確立過程に関する研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 成田十次郎
副査	筑波大学教授 教育学博士 片岡暁夫
副査	筑波大学教授 教育学博士 市村操一
副査	筑波大学教授 斎藤太郎
副査	筑波大学教授 教育学博士 太田信夫
副査	筑波大学教授 教育学博士 津曲裕次

論文の要旨

本論文は、本論全6章、220ページ(1ページあたり1680字)、史料編64ページによって構成されている。

本論文は、これ迄の諸研究でなお明らかにされていない(1)学制と体操、(2)体操伝習所、(3)普通体操、(4)兵式体操、(5)スエーデン体操、(6)学校体操教授要目(大正2年)に関する諸問題を解明することによって、近代日本の学校体操確立の過程を明らかにしたものである。

序においては、本研究の目的、体操と体育の用語、先行研究の検討と本研究の課題、本研究の構成に就いて論じている。

「第1章 学制と体操」では、これ迄研究が十分でない学校現場への受容に就いて研究し、東京師範学校付属小学校の体操が「体操図」から「体操書」に変わることによって、各府県の学校体操がそれを模倣したこと、当初体操の導入は困難を極め、不振であったことを特に京都府を事例として明らかにしている。

「第2章 体操伝習所」では、明治初期10年代の文部省の重要な体操政策が外人教師の招聘であって、リーランド博士の招聘となったこと、彼の来日後に伊沢修二の構想に基づき体操伝習所開設となったこと、伝習所での日本の学校の体操の選定はリーランドと帰国後体操に関係した日本からのアメリカへの留学生伊沢修二らとの協力で、アメリカのルイスの体操方式「軽体操」となったこと、伝習所の卒業生305人の丹念な調査をとおして軽体操だけでなく、運動会やスポーツが地方に普及し

ていったことを明らかにしている。

「第3章 普通体操の普及」では、リーランドの帰国後、彼の元で通訳をした坪井玄道や教え子たちによって、軽体操は「普通体操」の名で文部省直轄学校を始め、全国の師範学校、中学校、女学校、小学校に普及したことを明らかにしている。

「第4章 兵式体操」では、兵式体操成立の過程を、国民皆兵のための諸学校への軍事訓練導入を求めた山田顕義の「建白書」(明治6年)、小・中学校での兵式体操必修化を求めた徴兵令改正(明治12年)、武技を教科に加えることを意図した教育令改正(明治13年)、及び森有礼の「教育論」(明治12年)、民間の徴兵年限短縮のための学校への兵式体操の導入論、さらに文部省の兵式体操の方針を示す河野敏謙の教育政策(明治13年)等から明らかにしている。

そして、明治16年12月に改正された「徴兵令」が小学校を除く国公立学校の歩兵操練を明文化し、学校の兵式体操を促進したこと、明治19年の学校令が兵式体操の強化、軍人出身者の体操教員の増加、校則・舎則の軍律化に波及したこと等を指摘し、これらの兵式体操の実施が、学校教育への軍事介入の端緒を開いたとしている。

「第5章 スウェーデン体操」では、明治30年代に井口あぐりや川瀬元九郎らによるスウェーデン体操の導入、文部省派遣坪井玄道による欧米視察旅行の報告等によって生じた学校体操界の混乱は、「体操遊戯取調委員会」によるスウェーデン体操の採用と普通体操の併用によってさらに混乱の度を増すが、その背景に学校現場における普通体操の形式化とそれへの不信、スウェーデン体操の合理性や新鮮さ、さらにアメリカにおけるスウェーデン体操の関心の高まりがあったことを指摘している。

「第6章 学校体操教授要目(大正2年)」では、まず明治39年10月陸軍省からの文部省への学校・軍隊体操統一の申し込み「普通体操並ニ軍隊教育ニ於ケル体操方式ニ関スル意見」に至る陸軍省の「体操教範」の推移を文部省の体操政策との関連で詳述し、双方に体操本来の目的である体力の増強・健康の保全及び身体機能の完成という点で接近が見られること、申し込みにおいて陸軍省は兵式体操を若干修正して学校体操と統一・学習させることが施設や教員や入隊する子弟にとって都合が良いことを述べているのに対して、文部省は学校と軍隊の体操はそれぞれ特有の目的と方法を持つが、それに反らせざる範囲で接近可能であり、調査委員会を設置して検討することを承認していることを明らかにしている。

次に、スウェーデン体操の導入によって生じた学校体操の混乱に対して、現場の学校教師の間には、学校体操統一への要望が強く、それが私的な体操研究会が軍隊の戸山学校の教官の協力を得て作成した「小学校体操統一案」(明治41年)、並びに同研究会主催の「体操遊戯講演会」(明治42年)として現れたことを明らかにし、これらが次の第2次体操調査委員会の活動に影響を与えたことに注目している。

最後に、永井道明が作成した「学校体操統一案」(明治43年)がまず文部・陸軍両省委員の審議を経て文部省通達「学校体操教授要目案」(明治44年)として各府県に公表され、現場教師の意見を摂取・修正され、これを「学校体操統一案」として文部省自体が体操講習会でテキストとして使用し、修正に修正を重ねて、大正2年1月28日の訓令第1号「学校体操教授要目」として交付されたこと、

この要目は陸軍省の文部省に対する体操統一の申し込みへの文部省回答であるとともに、混乱していた学校現場の統一への要望に応えたものであったこと、そして、この日本最初の要目が我が国近代学校体操の確立であり、その後大正15年の第1次改正、昭和11年の第2次改正を経て改善されるが、基本的にはそれらは大正2年の要目の延長であったとしている。

史料編には、日本の学校体操の確立の解明に重要でありながら、一般に目に触れることが無かったもの、あるいは困難であった史料、1. 体操伝習所規則(明治17年)、2. 体操伝習所卒業生名簿、3. 明治期の体操・遊戯出版書目録、4. 兼崎茂樹「教育論一斑」、5. 体操伝習所舎則ならびに伝習員敬礼及服従ノ定例、6. 学校体操教授要目(案)、7. 学校体操統一案(抜粋)が収録され、本文の理解を助けている。

審 査 の 要 旨

本論文は、明治期の体育史研究者として著名な著者が長年にわたって続けてきた豊富な研究をもとに、未だ解明されていない諸問題を明らかにして、日本の学校体操の確立過程を明らかにしたすぐれた研究である。

著者は従来收拾した貴重な史料に加えて、新しい史料を発掘し、さらにアメリカにまで調査を広げたことは研究の価値を高めている。

明治期において日本の学校体操の確立を究明する為に著者が設定した各章の題目や、そこで取り上げた研究対象も正当であり、史料に語らせる叙述の方法も説得力を持っている。

先行研究が比較的多いこの領域の研究であるから、各省によって量的な違いが生ずることも理解できるところであり、体操伝習所、兵式体操、学校体操教授要目の研究には特にすぐれた成果が得られている。

よって、著者は博士(体育科学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。